

今井小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（H25「いじめ防止対策推進法」総則）

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要課題とする。そして、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、社会の一員としての資質や能力・態度を育成し、生涯にわたって社会的に自己実現できるように本校全職員で支援する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

① いじめ・不登校対策委員会

- ・年度初めの職員会議で「今井小学校いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・いじめ防止などの対策のためのいじめ・不登校対策委員会を年3回を設け、定期的かつ継続的な児童の実態把握を行う。
- ・小規模校の利点を生かし、校長をはじめとする全職員で構成し情報交換に当たる。

② 職員会議等の情報交換会

- ・会議や打ち合わせ等で日頃から情報交換に努め、共通理解や問題解決を図るとともに、いじめに発展しそうなケースを未然に防ぐように心がける。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

（1） いじめの未然防止への取組

○ 学級経営の充実

- ・日常の生活において、児童をきめ細かく観察し、正しく理解するとともに、信頼関係を確立する。
- ・様々な場面において、児童とふれあう中で、正しい児童理解に努めるとともに、児童同士の人間関係を把握し、一人一人が所属感や連帯感を感じることができる学級づくりに努力する。
- ・児童一人一人が生き生きと学習に臨むことができるように「分かる授業」「楽しい授業」づくりに心がける。
- ・生活アンケート「先生、あのね」から、児童の実態や人間関係を把握し、よりよい学級経営に努める。

○ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を充実させ、自他を大切にする心を育成し、児童一人一人の自己肯定感を高める。
- ・すべての教育活動に道徳的な価値観を絡ませ、人権尊重の精神や思いやりの心などを育て、人間性豊かで意欲的に生きる今井っ子を育成する。
- ・全国人権週間には、人権週間を開いたり、様々な教育活動の連携を図り、全校で人権について考え、共に生きる心を育むような教育活動を展開する。
- ・外部指導者と連携し、インターネット・SNSの適切な扱い方の指導を図る。

○ 相談体制の整備

- ・生活アンケート「先生、あのね」の実施後、教育相談を実施する。また、アンケートだけで判断せず、日頃の様子の変異から児童一人一人に対応していく。
- ・養護教諭は、常に児童一人一人の健康状態と心の状態を把握し、児童が相談しやすい環境と人間関係を築くように努める。
- ・スクールカウンセラーと連携を図る。

○ 全校縦割り活動

- ・全校児童を縦割りにした班を構成し、輪集会や行事、奉仕活動を中心として様々な教育活動に縦割り活動を取り入れ、上級生にはリーダー性と思いやりの心を培い、下級生には上級生に対する尊敬とあこがれの心を育む。
- ・縦割り班の指導や支援をし、全校の教員と児童が関わり合うことで一体となった教育活動を展開し、集団の中で自己表現ができる児童の育成に努める。

○ 自然教育活動

- ・本校の特徴である自然教育活動では、自然環境を大切にし、地域を愛する心を育てる。
- ・野鳥を観察し野鳥を保護することで、生き物への愛情といたわりの気持ちを育む。
- ・「みどりの少年団」の一員として、自然を愛し、緑を守り花を育てることで、生きているものを大切にする心を育む。
- ・森林学習では、森林の成り立ちを学習したり環境整備への関心を高めたりして、自然への感謝の気持ちや自然とともに生きる心を育む。

○ 幼小中の連携

- ・校区内の「子ども未来園」と行事や教育活動で連携や交流を図り、児童の思いやりの心を育てるとともに、園児に小学校入学への期待を抱かせる。
- ・同じ中学校へ進学する城東小学校を、1・2年時に年1回、3～6年時に年2回訪問し、大人数での学習体験や交流を図ることで親しみをもたせ、中学進学後の不安を軽減する。

(2) いじめに対する措置

○ 早期発見の取組

- ・日常の児童の観察、家庭からの連絡帳や要録などから、いじめにつながる情報を得たり、いじめに関する相談を受けたりした場合、速やかに管理職に報告し、担任や関係職員から事実の有無と実態を確認する。
- ・事実関係の究明に当たっては、当事者だけではなく、保護者や友人関係等から情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、臨時いじめ・不登校対策委員会を開き、全職員で組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

○ いじめの事実への対応

- ・いじめの事実が確認できた、あるいは、疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報（ことば・暴力・インターネット・SNS等によるいじめ）を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合は、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側双方の児童について、指導以後の様子を継続観察し、必要に応じて面談や指導を実施する。